

各医療機関の管理者様

山口県健康福祉部医務保険課長

新型コロナウイルス感染症医療機関等情報交換システム (G-MIS) における  
緊急配布要請について

国が新型コロナウイルス感染症医療機関等情報交換システム (G-MIS) を通じて行っている医療用物資の緊急配布 (SOS) について、令和 5 年 5 月 8 日以降の対象機関の変更がありましたのでお知らせします。

【緊急配布の要件】(アンダーライン部分が今回変更箇所)

緊急配布 (SOS) の対象となる医療機関は、次の①～③のいずれの要件も満たすことが必要です。
①欠品等により自ら調達できない
②新型コロナウイルス感染症患者 (疑い患者を含む) を受け入れる医療機関若しくは発熱患者等の診療に対応する外来対応医療機関として都道府県から指定される医療機関又は新型コロナウイルス感染症の回復後の患者を受け入れる後方支援医療機関
③要請する医療用物資の備蓄見通しが 1 週間以内又は 2 ～ 3 週間
日次調査・週次調査の回答において、以下の条件を満たさない場合は、エラーが表示されます。
④日次調査においていずれかを満たすこと ・「新型コロナウイルス感染患者の入退院状況」において「入院中」が 1 以上 ・「空床状況」において「新型コロナウイルス感染患者受入可能数」が 1 以上 ・「基本情報」の「新型コロナウイルス感染症回復後患者を受け入れる後方支援医療機関」にチェックが入っている ・「基本情報」の「PCR 検査実施の可否」ラジオボタンが、「可能」
⑤週次調査において、要請する医療用物資の「現在の備蓄見通し」が 1 週間以内又は 2 ～ 3 週間であること

### 【緊急配布について】

- 要件を満たした医療機関は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報交換システム（G-MIS）において緊急配布要請を行うことが可能です。
- 医療機関は、サージカルマスク、N95等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋について、随時、緊急配布（SOS）の要請を行うことができます。
- N95等マスクについては、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れ、気管挿管・抜管等のエアロゾル発生手技を行う可能性がある医療機関のみ、緊急配布（SOS）が可能です。
- 配布する医療用物資について、材質やサイズは選択できませんのでご理解をお願いいたします。なお、非滅菌手袋については、配布数が1000双以下であって特に希望するサイズがある場合に限り、その内容も考慮しつつ配布数の決定を行います。
- 緊急配布を行うにあたっては、要請日当日時点の「日次調査」及び直前又は次回の水曜13時締切の「週次調査」の入力が必要です。これらの調査の必要事項が記載されていない場合、緊急配布（SOS）の要請ができない（必要事項の入力後に「システムチェック&申請」ボタンをクリックしても、エラーが表示されます）ようになっています。
- 緊急配布（SOS）の要請は、日次調査及び週次調査の締切時刻と合わせて毎日（平日）13時時点で締め切ります。基本的には、午前中の要請（回答の登録）を行うようお願いいたします。
- 緊急配布した医療機関名、数は、将来的に都道府県ごとに公表する可能性があります。

### 【WEB調査について】

- 上記のとおり、緊急対応の対象となる医療機関等は日次調査及び週次調査に回答した医療機関に限られることから、日次調査及び週次調査について、御協力をお願いします。

医療指導班 藤井 TEL 083-933-2820 FAX 083-933-2939
--